

文化財の管理・保存に関するご相談は、随時受け付けています。

大田区指定文化財について、所有者や所在の場所の変更、あるいは標識板の変更等に関する
こと等、下記のようなことがありましたら、ご連絡ください。

※大田区補助金の交付を受けての修理事業を御計画されている場合、または対象が国指定・登録
及び東京都指定の文化財については、様式が異なります。

詳しくは下記連絡先までお問い合わせください。

	事 由	手続きの内容
1	指定書（認定書）を亡失又は破損したとき	再交付申請（第6号様式）
2	管理責任者を選任又は解任したとき	選任（解任）の届出（第7号様式）
3	所有者が変更したとき	所有者変更の届出（第8号様式）
4	所有者（管理責任者）の住所、氏名等を変更したとき	所有者等の住所等の変更の届出（第9号様式）
5	文化財が、滅失、き損、亡失、又は盗み取られたとき	滅失等の届出（第10号様式）
6	文化財の所在の場所を変更しようとするとき	所在の場所の変更の届出（第11号様式）
7	有形文化財（建造物）、史跡、名勝、天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき ※許可申請が必要な行為とは、次のようなことです。 ①立木の伐採等 ②道路の舗装 ③水路の改修 ④門・塀等の工事 ⑤年中行事等に関する仮設物の設置 等	現状変更等の許可申請（第12号様式） 現状変更等についての承諾書（第13号様式） 現状変更等の着工等の届出（第14号様式）
8	文化財を修理しようとするとき	修理の届出（第15号様式） ※ただし、次の場合は届出不要です。 ①補助金の交付を受けて行うとき ②現状変更の許可を受けて行うとき
9	有形民俗文化財に関し、その現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	現状変更等に係る届出（第22号様式）
10	史跡・名勝・天然記念物の土地の所在について変更があったとき	土地の所在等の変更届（第23号様式）
11	標識板が亡失、破損又は汚損したとき 標識板の位置を変更しようとするとき	教育委員会への通報 教育委員会の承認 ※いずれも下記連絡先へ

連絡先 大田区教育委員会事務局 文化財担当

住所：〒143-0025

大田区南馬込5-11-13 郷土博物館内

電話：3777-1281 Fax：3777-1283